

『速解！調剤報酬 2014-15』正誤表

いつも小社出版物をご利用いただき誠にありがとうございます。
当該書籍に以下の誤りがございました。
深くお詫びするとともにここに訂正いたします。

■73 ページ

- (1) 長期保管管理などの理由による分割調剤の例（同一薬局）
2回目 調剤数量
【誤】 B25 → 【正】 B30

■156 ページ 図1

在宅患者訪問管理指導料 2 （訪 B）

【誤】 同一建物居住者*以外の場合 300点 → 【正】 同一建物居住者*の場合 300点

■221ページ 下から2行目～222ページ 上から1行目

【誤】

透析をうけていれば、医療機関で支払う医療費だけで 10,000 円の上限額に達するので、薬局での窓口徴収はありません（医療機関の医療費が低額で 10,000 円まで徴収しきれないときは、薬局でも自己負担分を徴収することになります）。

↓

【正】

マル長は、医療機関、薬局ごとに自己負担限度額を管理します^{※2}。レセプト請求後の調整は、自治体で行われます。その結果、自己負担分の一部が還付されることもあります。

※2 障精発第 0613001 号(平成 18 年 6 月 13 日)、最終改正：障精発第 0330 第 1 号(平成 24 年 3 月 30 日)「医療保険の特定疾病療養受療と自立支援医療を併用する者の自己負担について」

■223 ページ 「人工透析の自己負担」

【誤】

(1) マル長 10,000 円の場合

① 自立支援医療の自己負担上限月額が 2,500 円, 5,000 円, 10,000 円の場合

薬局では自立支援医療の自己負担額は徴収せず, 病院または診療所においてのみ徴収します。医療機関では患者ごとに月ごとの確定清算をします。医療機関の医療費が低額で 10,000 円まで徴収しきれないときは, 薬局でも自己負担分を徴収することになります。

② 自立支援医療の自己負担上限月額が 20,000 円の場合

医療保険優先 (マル長優先) となるため, 医療機関も薬局も 10,000 円を限度として自己負担額を徴収します。この場合, 医療機関と薬局通算でマル長 10,000 円を適用されている患者なので, 自立支援医療費の支給はありません。このようなマル長は患者さんが保険者に還付申請を行い, マル長給付分を償還する仕組みをとっています (保険者によって還付のしくみが異なる場合があります)。

(2) マル長 20,000 円 (上位所得者) の場合

① 自立支援医療の自己負担上限月額が 20,000 円の場合

薬局では自立支援医療の自己負担額は徴収せず, 病院または診療所においてのみ徴収します。この場合は医療機関の医療費が低額となる場合も考えられ, 20,000 円まで徴収しきれないときは, 薬局でも自己負担分を徴収することになります。

② 自立支援医療の自己負担上限月額が 10,000 円の場合

薬局では自立支援医療の自己負担額は徴収せず, 病院または診療所においてのみ自立支援医療の自己負担額を徴収します。

↓

【正】

(1) マル長(10,000 円, 20,000 円)の場合

病院または診療所, 薬局でそれぞれ自己負担上限額まで自己負担の徴収を行います*2。なお, 他の公費との併用が生じる場合は, 優先する公費を自治体の障がい担当部署に確認をします。

■261 ページ 表 1

【誤】 ケアマネジャーがプランを

↓

【正】 ケアマネジャーがプランを

2015 年 10 月現在